

令和2年3月

伊那市議会定例会 議員提出議案書

令和2年3月16日

令和2年3月伊那市議会定例会議員提出議案目次

議員提出議案第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について
.....4

議員提出議案第 2 号 新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出
について6

議員提出議案第 3 号 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び
特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める意見書の
提出について8

議員提出議案第1号

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議について

新型コロナウイルス感染症対策に関して、別紙のとおり決議する。

令和2年3月16日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

〃 宮 島 良 夫

〃 前 田 久 子

(提案理由)

口頭にて説明

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

今3月定例会に上程された令和2年度当初予算については、新型コロナウイルスによる事態が急激に悪化する以前に編成されたものであり、新型コロナウイルスに関する対策経費等が計上されていないことは、感染拡大のスピードや諸般の事情からやむを得ないことであります。

しかし、世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言するなど、新型コロナウイルスによる感染は世界的に広がり、その対策は喫緊の課題となっています。

伊那市においても各種イベントの中止や日常生活用品が不足するなどの影響が広がっており、市民の不安は日ごとに強まっています。今後感染症に対する検査や相談体制の強化、さらには経済活動等への支援は急務です。

以上のことから、市民の生命と健康、暮らしを守り、今後予測される事態に対して速やかに対応するため、下記事項について提言します。

記

- 1 伊那市として速やかな対応を行うため、必要な補正予算を編成すること。
- 2 国及び県に対して、感染症対策に必要な幅広い財政支援や、感染症に対する検査及び相談体制の強化について強く要請すること。

以上、決議します。

令和2年3月16日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第 2 号

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官及び関係機関に対し、新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書を、別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 16 日提出

伊那市議会議員 唐 澤 稔

〃 唐 澤 千 明

〃 飯 島 光 豊

〃 宮 島 良 夫

〃 前 田 久 子

(提案理由)

口頭にて説明

新型コロナウイルス感染症対策に関する意見書

中華人民共和国湖北省武漢市において発生した新型コロナウイルスによる感染症は、急速な勢いで世界各国に拡散し、死者・感染者が増加しています。世界保健機関（WHO）が「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」と宣言するなど、我が国にとってはもちろんのこと国際的な脅威となっています。

政府は、これまで感染拡大防止に向けた対策を講じてはきたものの、長野県内でも感染者が確認されるなど、状況は時々刻々と変化し未だ終息に向けた見通しは立っておらず、国民の暮らしにも深刻な影響を及ぼしています。

新型コロナウイルス感染症対策を進めるにあたっては、国と地方自治体とが連携をはかり、迅速かつ適切な対応に努めることが強く求められます。

以上のことから、下記事項について早急に措置を講ずるよう強く要請いたします。

記

- 1 地方自治体が実施する新型コロナウイルス感染症対策への財政支援を講ずること。
- 2 感染予防の方法を周知徹底するとともに、相談体制や検査実施等の強化充実をいっそう進めること。
- 3 マスクや消毒液などの感染予防物資の確保と安定した供給に取り組むこと。
- 4 学校の臨時休業に伴う子どもたちの心のケアや家庭への支援を実施すること。
- 5 経済活動等への影響等の実態把握に努めるとともに、影響を最小限にとどめるよう財政支援をはじめとした実効的な対策を講じること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出いたします。

令和 2 年 3 月 1 6 日

伊 那 市 議 会

議員提出議案第3号

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び
特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣及び関係機関に対し、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める意見書を、別紙のとおり提出する。

令和2年3月16日提出

伊那市議会議員	唐	澤	稔
〃	野	口	輝雄
〃	三	澤	俊明
〃	宮	島	良夫
〃	飯	島	光豊
〃	柴	満	喜夫

(提案理由)

口頭にて説明

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び
特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める意見書

カジノを含む統合型リゾート（以下「IR」という。）を日本に導入し、地域経済の活性化等を目的とした特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「IR推進法」という。）が2016年12月に成立しました。また、2018年7月にはIR推進法を具体的に進めるため、特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）が成立しました。

しかし、このIR関連2法については十分な議論が行われたとは言い難く、更にはカジノ施設の設置によりギャンブル依存症患者の増加や周辺地域の治安の悪化、マネーロンダリング（資金洗浄）の場となる危険性など多くの問題をはらんでいます。

また、2019年12月にはIR担当であった元内閣府副大臣が、IR参入を目指す中国企業から賄賂を受け取ったとして収賄容疑で逮捕される事件が発生しました。元内閣府副大臣以外にも数人の国会議員が関与したと言われるこの事件は、国民に大きな衝撃を与え、マスコミによる調査等においても国民の半数以上が見直しや中止を求めています。

以上のことから、IR推進法及びIR整備法を廃止し、一から議論をし直すよう強く要請いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和2年3月16日

伊 那 市 議 会